欧州委員会, 単一特許制度の創設に関する2つの規則案を公表

2011 年 4 月 17 日 JETRO デュッセルドルフセンター

欧州委員会は、4月13日、単一特許制度の創設に関する2つの規則案を公表した。イタリアとスペインを除く25のEU加盟国の強化された協力(Enhanced Cooperation)による単一特許制度の枠組創設については、3月10日にEU理事会によって承認されており、欧州委員会から提案された本規則案に基づいて、今後EU理事会および欧州議会がその具体的な内容について検討を進めることとなる。

本規則案は、EU 理事会において特定多数決で採択可能であり、翻訳言語に関する規定を除く主要部分の規則案「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則の提案」と、翻訳言語に関する規則案「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則の提案」との2本立てになっている。前者は通常立法手続の対象とされ、EU 理事会における参加する25の加盟国の特定多数決と欧州議会における賛成投票によって採択されることとなる。他方、後者はEU 運営条約第118条に基づき、特別立法手続の対象とされており、欧州議会に諮問された後、EU 理事会において参加する25の加盟国の全会一致が必要とされる。

欧州委員会によって迅速に作業が進められていることから単一特許制度の早期実現への期待が高まる一方、依然として課題も残されている。現時点で参加を表明していないイタリアとスペインが今後、強化された協力へ参加することも可能であるものの、3月10日のEU理事会において両国は強硬に反発する姿勢を見せており、翻訳言語の取決めについて差別的であることなどを理由に両国が欧州連合司法裁判所に対して強化された協力に関するEU理事会の承認の有効性について提訴する可能性も残されている。また、EU域内での特許の単一的な保護を行うためには、一元化された特許訴訟システムの設立が重要であるが、欧州連合司法裁判所は3月8日に欧州および共同体特許裁判所(ECPC: European and Community Patents Court)の設立を規定する協定案がEU条約に適合しないとする意見を公表しており、これに対応する修正も必要とされている。

なお、今回の規則案においては「EU 特許」の用語が使われていないが、これは欧州特許条約(EPC)第142条の規定により、欧州特許庁により付与される特許を、本規則の効力により参加加盟国の領域における欧州単一効特許と位置づけたことに伴い、欧州共同体商標規則および欧州共同体意匠規則に基づきEUの機関たる欧州共同体商標意匠庁(OHIM)により付与される共同体商標および共同体意匠との差異を明確化したものと考えられる。

2つの規則案の日本語仮訳は以下のとおり。

【単一特許保護の創設の分野における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則 の提案】

第1章 一般条項

第1条 対象

本規則は,理事会の決定 2011/167/EU によって承認された単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する。

本規則は、改正された欧州特許付与に関する条約(欧州特許条約)(以下「EPC」)第142条の意味における特別取決めを構成する。

第2条 定義

本規則の目的のために、以下の定義が適用される:

- (a) 「参加加盟国」は、第 12 条に規定される単一的効果に対する請求がなされた時点において、理事会の決定 2011/167/EU の効力による、または、TFEU 第 331 条第 1 項の第 2 段落または第 3 段落に従って採択された決定の効力による単一特許保護の創設の領域における強化された協力に参加する加盟国を意味する:
- (b) 「欧州特許」は、EPC に規定される規則及び手続のもと欧州特許庁によって付与される特許を意味する:
- (c) 「欧州単一効特許」は、本規則の効力によって参加加盟国の領域において単一的効力が 有効である欧州特許を意味する;
- (d) 「欧州特許登録簿」は、EPC 第 127 条のもと欧州特許庁によって保持される登録簿を意味する:
- (e) 「欧州特許公報」は、EPC 第129条に規定される定期刊行物を意味する。

第3条 欧州単一効特許

1. すべての参加加盟国における同一の保護範囲を与えられる欧州特許は、その単一的効力が第12条第1項(b)に規定される単一特許保護のために登録簿に登録されている場合、参加加盟国において単一的効力が有効である。

異なる参加加盟国に対して異なる群のクレームが付与された欧州特許は、単一的効力が 有効でない。

2. 欧州単一効特許は一元的な特徴を有する。それは単一的保護を提供し、すべての参加加盟国において均等の効力を有する。

第 5 条を妨げることなく、欧州単一効特許はすべての参加加盟国において、限定され、 実施許諾され、移転され、取消され、または、消滅する。

3. 欧州特許が取消されまたは限定された場合には、その範囲において欧州特許の単一的効力が生じなかったものとみなされる。

第4条 効力の日付

- 1. 欧州単一効特許は、欧州特許庁による欧州特許公報における欧州特許の付与の記載の公開日に参加加盟国の領域において効力を生じる。
- 2. 参加加盟国は、欧州特許の単一的効力が登録された場合、その欧州特許が欧州特許公報における付与の記載の公開日にその領域において国内特許としての効力を失ったものとみなされることを確保する必要な手段を講じなくてはならない。

第5条 先の権利

EPC 第 54 条(3)に規定される新規性欠如の理由による限定または取消の場合,欧州単一効特許のその限定または取消は、公開されたとおり先の欧州特許出願に指定された参加加盟国についてのみ効力を生じる。

第2章 欧州単一効特許の効力

第6条 発明の直接的使用を防止する権利

欧州単一効特許は、その特許権者に対して、特許権者の同意なしにすべての第三者が以下の事項を行うことを防止する権利を与える:

- (a) 特許の対象である物を、生産、提供、拡布、もしくは使用、またはこれらの目的で当該物を輸入もしくは保有すること;
- (b) 特許の対象である方法を使用すること、または当該方法の使用が特許権者の同意なしでは禁止されていることを当該第三者が知っている、または知っていたはずであるときに、参加加盟国内で当該方法の使用の申出をすること;
- (c) 特許の対象である方法によって直接得られた物を、提供、拡布、もしくは使用すること、 またはこれらの目的でその物を輸入もしくは保有すること。

第7条 発明の間接的使用を防止する権利

- 1. 欧州単一効特許は、特許権者に対し、すべての第三者が特許発明を実施する権利を有する者以外の特許権者の同意を得ていない者に対して、当該発明の必須要素を関連しており、その発明を実施するための手段を、参加加盟国内に供給または供給の申出をすることを防止する権利を与える。ただし、当該第三者が、その手段が当該発明の実施に適当でありかつ意図していることを知っているとき、または知っていたはずである場合に限る。
- 2. 第1項は、その手段が主要商業製品である場合には適用されない。ただし、当該第三者が、第6条によって禁止される行為を犯すように、供給された者を誘導する場合を除く。
- 3. 第8条(a)から(d)に規定する行為を行う者は、第1項の意味での発明を実施する権利を有する者とはみなされない。

第8条 欧州単一効特許の効力の制限

欧州単一効特許によって与えられる権利は、以下のすべてに対しては及ばない:

- (a) 私的かつ非商業目的でされる行為;
- (b) 特許発明の対象に関連する試験目的においてされる行為;
- (c) 指令 2001/82/EC の第 13 条(6)または指令 2001/83/EC の第 10 条(6)に従って、所定の試験 及び臨床を行う目的でのみ、当該いずれかの指令の意味の範囲内で成果物を包含する特許 に関し実施する行為:
- (d) 処方せんに従い個々の事例のために薬局において医薬を即時調合すること、または調合 された医薬に関連する行為:
- (e) 参加加盟国以外の国の船舶が一時的または偶発的に参加加盟国の水域に入った場合に おいて、船上、船中、船舶の機械、道具、装置、及びその他の付属機器での特許発明の使 用,ただし、当該発明が船舶のためにのみ使用されることを条件とする;
- (f) 参加加盟国以外の国の航空機、地上輸送機関、もしくはその他の運送手段、またはかかる航空機もしくは地上輸送機関の付属機器が、一時的または偶発的に参加加盟国の領域に入った場合の、これらの建設または航行中での特許発明の使用;
- (g) 1944 年 12 月 7 日付の国際民間航空条約第 27 条に特定される行為であって、当該行為が 参加加盟国以外の国の航空機に関する場合;
- (h) 理事会規則(EC) No. 2100/94 第 14 条の準用による農業従事者の特権の範囲内の行為;
- (i) 農業従事者による農業目的における保護対象家畜の使用。ただし、動物の飼育又は繁殖成長する動物物質は、特許権者により、または特許権者の同意により、農業従事者に販売済みまたはその他商業化済みであることを条件とする。当該利用には、農業活動目的における動物及びその他繁殖成長する動物物質の提供が含まれるが、商業的繁殖活動の一部としての、またはかかる目的における販売は含まれない:
- (j) 理事会指令 91/250/EEC 第5条及び第6条に従って、特に逆コンパイル及び相互運用性に関する規定によって許される行為と取得した情報の利用;
- (k) 欧州議会及び理事会指令 98/44/EC 第10条に従って許される行為。

第9条 欧州単一効特許により与えられる権利の消尽

欧州単一効特許により与えられる権利は、特許権者によってまたは特許権者の同意を得て製品がEU市場に出されたのちは、その製品のさらなる商業化に反対する正当な理由がない限り、参加加盟国の領域内で実施される特許が含む製品に関する行為には適用されない。

第3章 財産の対象としての欧州単一効特許

第10条 国内特許としての欧州単一効特許の取扱い

- 1. 財産の対象としての欧州単一効特許は、全体としてかつ全ての参加加盟国において、欧州特許登録簿に従い、以下の参加加盟国における国内特許として、取り扱われるものとする。
- (a) 当該特許の出願日において、特許権者の居住するまたは事業の本拠地とする国;
- (b) 上記(a)が該当しないとき、上記日における、特許権者が事業所を有する国。

2. 欧州特許登録簿に 2 名以上の者が共同特許権者として記載されるときは、第 1 項(a)は最初に記載される共同特許権者に適用されるものとする。これが可能でないときは、第 1 項(a)が、その次に記載される共同特許権者に適用されるものとする。第 1 項(a)が共同特許権者のいずれにも該当しないときは、第 1 項(b)が適用される。

第11条 ライセンス・オブ・ライト

- 1. 欧州単一効特許の特許権者は、いかなる者に対しても相当な対価と引き換えに、実施権者として発明を実施することを許諾する用意がある旨の宣言を欧州特許庁に提出することができる。
- 2. 本規則によって与えられる実施権は、契約上の実施権として取り扱われる。

第4章 制度的条項

第12条 参加加盟国による実施

- 1. EPC 第 143 条の意味において、参加加盟国は、欧州特許庁の内部規定を順守して実施される以下の業務を欧州特許庁に与える:
- (a) 欧州特許の特許権者による単一的効力に対する請求の管理;
- (b) 欧州単一効特許の限定,実施許諾,移転,取消または消滅を含む単一的効力を登録する 単一特許保護のための登録簿の欧州特許登録簿への包含と管理;
- (c) 第 11 条に規定される実施許諾,その取下げ及び国際標準機関において取決めがなされた実施許諾の合意に関する宣言の受領および登録;
- (d) 理事会規則…/…[翻訳言語の取決め]第6条に規定される移行期間中の同条に規定される 翻訳の公開:
- (e) 上記(b)に規定される登録簿において欧州特許の付与が記載される年のあとの年についての欧州単一効特許の更新手数料の徴収と管理;期限の日から 6 月以内の更新手数料の遅延支払いの際に支払われた追加手数料の徴収と管理,及び,徴収した更新手数料の一部の参加加盟国への配分;
- (f) 欧州特許庁の公式言語ではない EU の公式言語の 1 つで欧州特許出願をした出願人のための翻訳費用の手順の管理。

上記(a)の目的のため、参加加盟国は、特許権者による欧州特許の単一的効力の請求が、EPC 第14条(3)に定義される手続言語で、欧州特許公報における付与の記載の公開後1月以上遅れることなく、提出されることを確保しなければならない。

上記(b)の目的のため、参加加盟国は、単一的効力への請求が提出され、かつ、理事会規則…/…[翻訳言語の取決め]第 6 条に規定される移行期間中に同条に規定される翻訳と共に提出されたときは、単一的効力が単一特許保護の登録簿に記載されることを確保しなければならない。

2. EPC 締約国としての法的立場において、参加加盟国は第1項に規定される欧州特許庁の 業務に関連する行為の統治及び監視を確保しなければならない。そのために、参加加盟国 は EPC 第 145 条の意味における欧州特許機構の管理理事会の特別委員会を設置する。

3. 参加加盟国は,第1項に規定される業務を遂行する際の欧州特許庁の決定に対して国内裁判所における効率的な法的保護を確保しなければならない。

第5章 財政条項

第13条 原則

EPC 第 143 条の意味において、加盟国によって欧州特許庁に対して与えられた追加的業務を遂行する際、欧州特許庁が負担した支出は、欧州単一効特許によって発生した手数料により賄われる。

第14条 更新手数料

- 1. 欧州単一効特許の更新手数料及び更新手数料の遅延支払いのための追加手数料は、特許権者によって欧州特許機構に対して支払われる。当該手数料は、本規則による欧州単一効特許の付与が欧州特許登録簿に記載される年のあとの年について支払われる。
- 2. 更新手数料,及び,必要な場合には追加手数料が期限内に支払われなかったときは,欧州単一効特許は消滅する。
- 3. 第11条第1項の場合,宣言の受領のあとで期限になる特許に対して更新手数料が減額される。

第15条 更新手数料の水準

- 1. 欧州単一効特許の更新手数料は,
- (a) 単一特許保護の期間を通じて累進的であり、
- (b) 欧州特許の付与及び単一特許保護の管理に関連するすべての費用を負担するのに十分であるだけでなく,
- (c) 付与前の段階において欧州特許機構に支払われる手数料と共に, 欧州特許機構の均衡された予算を確保するために十分でなくてはならない。
- 2. 更新手数料の水準は以下の目的によって決定される。
- (a) 技術革新を促進し、かつ、欧州企業の競争力を発展させること
- (b) 特許が対象とする市場規模を反映すること
- (c) 欧州委員会によって最初に更新手数料の水準が決定される時点の参加加盟国において 効力を有する平均的な欧州特許の国内更新手数料の水準と同等であること
- 3. 本章に提示される目標を達成するために、欧州委員会は更新手数料の水準を以下の水準に設定する。
- (a) 現行の欧州特許の平均的な地理的範囲のために支払われる更新手数料の水準と同等の 水準
- (b) 現行の欧州特許の更新割合を反映した水準
- (c) 単一保護の請求数を反映した水準

4. 欧州委員会は,第1-3項及び第17条に従い,欧州単一効特許の更新手数料の水準の決定に関して,委任法令を採択する権限を有する。

第16条 配分

- 1. 第12条第1項(e)に規定される徴収された更新手数料が参加加盟国に対して配分される割合は、第14条に規定される欧州単一効特許に対して支払われる更新手数料から、第12条に規定される単一特許保護の管理に関連する費用を差し引いたものの50%である。
- 2. 本章に提示される目標を達成するために、欧州委員会は、第1項で規定される更新手数料の参加加盟国への配分割合を、公正、公平かつ関連ある以下の基準に基づいて決定する。
- (a) 特許出願件数
- (b) 人口によって示される市場規模
- (c) 欧州特許庁の公式言語の1つ以外を公用語とし、特許活動が偏って低い水準にあり、かつ、比較的最近に欧州特許機構への資格を獲得した加盟国に対する補償の提供
- 3. 参加加盟国は、第1項に従って配分される額を特許に関連する目的へ利用しなくてはならない。
- 4. 欧州委員会は,第1-3項及び第17条に従い,更新手数料の参加加盟国間での配分の決定に関して,委任法令を採択する権限を有する。

第17条 委任権の行使

- 1. 本条で規定される条件において、委任法令を採択する権限が欧州委員会に対して与えられる。
- 2. 第15条及び第16条で規定される権限の委任は、[本規則の発効日]から不確定の期間に与えられる。
- 3. 欧州議会または理事会は、いかなるときも第 15 条及び第 16 条で規定される権限の委任 を無効にすることができる。無効の決定は、その決定において特定された権限の委任を停止する。それは、EU の官報において当該決定が公表された次の日またはそこで特定された それよりあとの日に効力を生じ、既に発効しているいかなる委任法令の有効性に対して影響を与えない。
- 4. 欧州委員会は、委任法令が採択され次第、当該法令を欧州議会及び理事会に対して同時に通知しなくてはならない。
- 5. 第 15 条及び第 16 条に従って採択された委任法令は、当該法令の欧州議会及び理事会への通知から 2 月以内に欧州議会または理事会によって異議が示されなかったとき、または、その期限が満了する前に欧州議会及び理事会が欧州委員会に対して異議がないことを伝達したときに限り、発効する。当該期間は、欧州議会または理事会の主導において 2 月延長される。

第6章 最終条項

第18条 欧州委員会と欧州特許庁の協力

欧州委員会は、本規則に含まれる分野において、欧州特許庁との作業合意を通じて緊密な協力を確立する。当該協力は、作業合意の機能に関し、特に、更新手数料と欧州特許機構の予算への影響の問題に関し、定期的な意見交換を含む。

第19条 競争法及び不正競争に関する法律の適用

本規則は、競争法及び不正競争に関する法律の適用を受けない。

第20条 本規則の運営に関する報告書

- 1. 最初の欧州単一効特許が参加加盟国の領域において効力を生じた日から 6 年以内に, 欧州委員会は理事会に対して本規則の運営に関する報告書を提出し, 必要な場合には, 本規則を改正する適切な提案をしなければならない。その後の本規則の運営に関する報告書は, 6 年ごとに欧州委員会によって提出される。
- 2. 欧州委員会は,第14条に規定される更新手数料の機能に関し,特に第15条に規定される原則との継続した適合性に重点を置いて,定期的に報告書を提出しなければならない。

第21条 参加加盟国による通知

参加加盟国は,第22条第2項に規定される日までに,第4条第2項及び第12条に従って採用された手段を欧州委員会に通知しなければならない。

第22条 発効と適用

- 1. 本規則はEUの官報における公表日から20日目に発効する。
- 2. 本規則は[特定の日が設定され, それは単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する理事会規則…/…の適用日と一致する]から適用される。
- 3. 参加加盟国は、第2項で規定される日またはそれより前に第4条第2項及び第12条の規定が実施されることを確保しなければならない。
- 4. 単一特許保護は、第2項で規定される日またはそれよりあとに付与される欧州特許に対して請求することができる。

本規則は,条約に従い,参加加盟国において全体として拘束力を有するとともに直接適用される。

【単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに 関する理事会規則の提案】

第1条 主題

本規則は、適用翻訳言語の取決めに関し、理事会の決定 2011/167/EU によって承認された 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する。

第2条 定義

本規則の目的のために、以下の定義が適用される:

- (a) 「欧州単一効特許」は、規則 xx/xx[実質的規則]の効力によって参加加盟国の領域において単一的効力が有効である欧州特許を意味する:
- (b) 「欧州特許明細書」は、改正された 1973 年 10 月 5 日の欧州特許付与に関する条約(以下「EPC」)の施行規則の規則 73 に定義される欧州特許明細書を意味する;
- (c) 「手続言語」は、EPC 第 14 条に定義される欧州特許庁に対する手続きにおける言語を 意味する。

第3条 欧州単一効特許の翻訳言語の取決め

- 1. 本規則の第4条及び第6条にかかわらず、欧州単一効特許明細書が EPC 第14条(6)に従って EU 特許が公開された後、更なる翻訳は要求されない。
- 2. 規則 xx/xx[実質的規則]第 12 条に規定される単一的効力の請求は, 手続言語で提出されなければならない。

第4条 紛争事件における翻訳

- 1. 欧州単一効特許に関連する紛争事件において、被疑侵害者の請求と選択により、特許権者は、被疑侵害が生じた参加加盟国または被疑侵害者が居住する参加加盟国の公用語への特許の完全な翻訳を提供しなければならない。
- 2. 欧州単一効特許に関連する紛争事件において、参加加盟国の管轄裁判所の請求により、特許権者は、法的手続きにおいて裁判所の手続言語への特許の完全な翻訳を提供しなければならない。
- 3. 第1項及び第2項に規定される翻訳の費用は、特許権者によって負担される。
- 4. 損害賠償請求に関連する紛争事件において、紛争を審理する裁判所は、被疑侵害者が第 1項で規定される翻訳が提供される前に特許を侵害していることを知らずに、または、知る ことに合理的な根拠が存在せずに、行動していた可能性があることを考慮しなければなら ない。

第5条 補償手順の管理

EPC 第14条(2)のもとで欧州特許出願があらゆる言語で出願可能であるとの事実に基づき,規則 xx/xx[実質的規則]第12条に従い、参加加盟国は、EPC 第143条の意味において、欧州特許庁の公式言語ではないEUの公式言語の1つによって欧州特許庁に特許出願をした出願人に対して、当該規則第13条に規定される手数料から、上限までの範囲で全ての翻訳費用を補償する補償手順の管理の業務を欧州特許庁に対して与える。

第6条 移行措置

1. 本規則の第7条第2項に規定される本規則の適用日に開始する移行期間において、規則

xx/xx[実質的規則]第 12 条に規定される単一的効力の請求は次のものとともに提出されなければならない:

- (a) 手続言語がフランス語またはドイツ語であるとき, 欧州特許明細書の英語への完全な翻訳;
- (b) 手続言語が英語であるとき、欧州特許明細書の EU の公式言語である参加加盟国の任意 の公用語への完全な翻訳。
- 2. 規則 xx/xx[実質的規則]第 12 条に従い、参加加盟国は、EPC 第 143 条の意味において、規則 xx/xx[実質的規則]第 12 条に規定される単一的効力の請求が提出された日のあと可及的速やかに、第 1 項に規定される翻訳を公開する業務を欧州特許庁に対して与える。当該翻訳の文書は法的価値を有さず、情報目的のみのためである。
- 3. 本規則の適用日から起算して6年目から2年ごとに、欧州特許庁によって開発される特許出願及び明細書のすべてのEUの公式言語への高品質機械翻訳の利用可能性の客観的評価が独立した専門委員会によって実施される。当該専門委員会は欧州特許機構の組織の参加加盟国によって設立され、EPC第30条(3)に従ってオブザーバーとして欧州特許機構の管理理事会によって招聘された欧州特許制度の利用者を代表する非政府機関と欧州特許庁の代表者によって構成される。
- 4. 第3項に規定される評価に基づいて、欧州委員会は2年ごとに理事会に対して報告書を 提出し、必要な場合には、移行期間を終了する提案をしなければならない。
- 5. 欧州委員会の提案に基づいて移行期間が終了しないとき,本規則の適用日から 12 年で移行期間は失効する。

第7条 発効

- 1. 本規則はEUの官報における公表日から20日目に発効する。
- 2. 本規則は[特定の日が設定され、それは単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する規則.../...の適用日と一致する]から適用される。

本規則は、条約に従い、参加加盟国において全体として拘束力を有するとともに直接適用される。

<参考:EU 運営条約(TFEU)>

第118条

域内市場の確立および運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常の立法手続きに従い、 EU 全域における知的財産権の単一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、および、集 中化した EU 全域の単一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の 取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

< 参考: 欧州特許条約 (EPC) > 第30条 オブザーバーの出席

- (1) 世界知的所有権機関は,欧州特許機構と世界知的所有権機関との間に締結された合意の 定めに従い,管理理事会の会議に代表を出す。
- (2) 特許の分野の国際的手続実務を担当し、かつ、機構が合意を締結したその他の政府間機関は、当該合意に含まれる規定に従い、管理理事会の会議に代表を出す。
- (3) 管理理事会は、機構に関心のある活動を遂行するその他の政府間機関及び国際的な非政府機関に対し、相互に関心のある事項の討議の間その会議に代表を出すよう求めることができる。

第14条 欧州特許庁,欧州特許出願及びその他の書類の言語

- (1) 欧州特許庁の公式言語は、英語、フランス語及びドイツ語とする。
- (2) 欧州特許出願は、これらの公式言語のうちの何れか1つの言語で提出するものとし、又は、他の言語でされた場合は、施行規則に従って何れか1つの公式言語に翻訳する。欧州特許庁における手続を通して、その翻訳文は、出願時の原文に一致させることができる。要求されている翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなす。
- (3) 施行規則に別段の定めがある場合を除き、欧州特許出願がされたときの欧州特許庁の公式言語又は欧州特許出願が翻訳されたときの欧州特許庁の公式言語は、欧州特許庁におけるすべての手続において手続言語として用いる。
- (4) 英語, フランス語又はドイツ語以外の言語を公式言語とする締約国に住所又は営業の本拠地を有する自然人又は法人, 並びに外国に居住する当該締約国の国民は, 当該締約国の公式言語で, 期間内に提出しなければならない書類を提出することができる。ただし, 施行規則に従い欧州特許庁の公式言語による翻訳文を提出する。欧州特許出願を構成する書類以外の書類が規定されている言語で提出されなかった場合又は要求された翻訳文が期間内に提出されなかった場合は, 当該書類は, 提出されなかったものとみなす。
- (5) 欧州特許出願は、手続言語で公開する。
- (6) 欧州特許の明細書は、手続言語で公開するものとし、この明細書は、欧州特許庁の他の2つの公式言語によるクレームの翻訳文を含む。
- (7) 以下のものは、欧州特許庁の3の公式言語で発行する。
- (a) 欧州特許公報
- (b) 欧州特許庁の官報
- (8) 欧州特許登録簿の登録は、欧州特許庁の3の公式言語で行う。疑義のある場合は、手続語による登録を真正なものとする。

第127条 欧州特許登録簿

欧州特許庁は、欧州特許登録簿を保管し、施行規則に規定する事項を記録する。欧州特許 出願の公開前は欧州特許登録簿に如何なる記入もしてはならない。特許登録簿は、公衆の 閲覧に供する。

第142条 単一の特許

- (1) 付与される欧州特許がそれらの全領域にわたって単一である旨を特別取決めによって規定する一群の締約国は、欧州特許がこれらすべての国について連帯的にのみ付与され得る旨を規定することができる。
- (2) 一群の締約国が(1)に規定する権限を利用する場合は、この部の規定を適用する。

第143条 欧州特許庁の特別部課

- (1) 一群の締約国は、欧州特許庁に追加の職務を課することができる。
- (2) 追加の職務を遂行するために一群の締約国に共通の特別部課を欧州特許庁内に設置することができる。欧州特許庁長官は、当該特別部課を指揮する。この場合は、第 10 条(2) 及び(3)を準用する。

第145条 管理理事会の特別委員会

- (1) 一群の締約国は第 143 条(2)に基づいて設置された特別部課の活動を監督するために,管理理事会の特別委員会を設置することができる。欧州特許庁は,特別委員会の職務の遂行に必要な職員,敷地建物及び備品をその使用に供する。欧州特許庁長官は,管理理事会の特別委員会に対し特別部課の活動についての責任を負う。
- (2) 特別委員会の組織、権限及び職務は、一群の締約国が決定する。
- 欧州委員会によるプレスリリースは,以下参照 -

Commission proposes unitary patent protection to boost research and innovation

- 単一特許保護の創設の分野における強化された協力を実施する欧州議会及び理事会規則の提案は、以下参照 -

Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection (PDF)

- 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決め に関する理事会規則の提案は、以下参照 -

<u>Proposal for a COUNCIL REGULATION implementing enhanced cooperation in the area of the</u> creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements (PDF)

- 欧州連合司法裁判所の欧州および共同体特許裁判所の EU 条約適合性に関する意見については、欧州知的財産ニュースを参照 -

欧州連合司法裁判所, 欧州および共同体特許裁判所のEU条約適合性について判示(2011年3月9日)(PDF)

- EU理事会の強化された協力への承認については、欧州知的財産ニュースを参照 - EU競争担当相理事会、25の加盟国によるEU特許の枠組創設を承認(2011年3月10日)(PDF)

(以上)